令和６年度　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱取扱要領

第１　趣旨

この要領は、令和6年度　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　定義

１　要綱において「施設」とは、企業が事業の用に供する建築物及び構築物等をいう。

２　要綱において「事業所」とは、企業が事業の用に供するために所有し、又は賃借しているすべての施設をいう。

３　要綱において｢製造業｣とは、産業分類に掲げる大分類Ｅ－製造業に属する業種をいう。ただし、製造部門を持たない研究開発型企業（いわゆるファブレス企業）を含むものとする。

４　要綱において｢情報通信関連業｣とは、産業分類に掲げる中分類３７－通信業、中分類３８－放送業、中分類３９－情報サービス業、中分類４０－インターネット付随サービス業、中分類４１－映像・音声・文字情報制作業に属する業種及びコールセンター事業（コンピュータと通信回線を利用して、集約的に顧客サービス業務（原則として相談、案内、受発注、管理、運用その他のインバウンド業務に限る。）を行う事業）をいう。

５　要綱において｢運輸業｣とは、産業分類に掲げる中分類４２－鉄道業、中分類４３－道路旅客運送業、中分類４４－道路貨物運送業、中分類４５－水運業、中分類４６－航空運輸業、中分類４７－倉庫業 及び中分類４８－運輸に付帯するサービス業に属する業種をいう。

６　要綱において｢卸売業｣とは、産業分類に掲げる中分類５０－各種商品卸売業、中分類５１－繊維・衣服等卸売業、中分類５２－飲食料品卸売業、中分類５３－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類５４－機械器具卸売業及び中分類５５－その他の卸売業に属する業種をいう。

７　要綱において｢小売業｣とは、産業分類に掲げる中分類５６－各種商品小売業、中分類５７－繊物・衣服・身の回り品小売業、中分類５８－飲食料品小売業、中分類５９－機械器具小売業、中分類６０－その他の小売業及び中分類６１－無店舗小売業に属する業種をいう。

８　要綱において「物品賃貸業」とは、中分類７０－物品賃貸業に属する業種をいう。

９　要綱において「学術研究、専門・技術サービス業」とは、産業分類に掲げる中分類７１－学術・開発研究機関（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所を除く）中分類７２－専門サービス業（他に分類されないもの）（ただし、細分類７２９１－興信所及び細分類７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７３－広告業、中分類７４－技術サービス業（他に分類されないもの）に属する業種をいう。

10　要綱において｢飲食サービス業｣とは、産業分類に掲げる中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）及び中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業に属する業種をいう。

11　要綱において｢建設業｣とは、産業分類 に掲げる大分類Ｄ－建設業に属する業種をいう。

12　要綱において｢自動車整備業｣とは、産業分類に掲げる中分類８９－自動車整備業に属する業種をいう。

13　要綱において「環境関連工程」とは、有価、無価にかかわらず廃棄物の収集、売買及び収集物の再生又は処理（廃棄物処理を含む。）を行う工程をいう。

14　要綱において「発電所」とは、産業分類に掲げる細分類３３１１－発電所に規定する発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所のうち、一般の需要に応じ電気を供給する事業所をいう。（対象施設に付帯する自家用発電のための施設はこれに含まない。）

15　要綱において「店舗」とは、施設の主たる用途が店舗又はこれに類する施設である場合をいう。

16　要綱において「ＩＴ・クリエイティブ産業」とは、産業分類に掲げる中分類２８－電子部品・デバイス・電子回路製造業、中分類２９－電気機械器具製造業、中分類３０－情報通信機械器具製造業、中分類３７－通信業、中分類３９－情報サービス業、中分類４０－インターネット附随サービス業及び中分類４１－映像・音声・文字情報制作業に属する業種をいう。

17　要綱において、「食品・健康生活実現型産業」とは、中分類０１－農業（植物工場に限る）、中分類０９－食料品製造業、中分類１０－飲料・たばこ・飼料製造業、中分類１１－繊維工業、中分類１４－パルプ・紙・紙加工品製造業、中分類１６－化学工業、中分類１８－プラスチック製品製造業、中分類１９－ゴム製品製造業、中分類２４－金属製品製造業、中分類２７－業務用機械器具製造業、中分類２９－電気機械器具製造業、中分類３２－その他の製造業、中分類４４－道路貨物運送業、中分類４７－倉庫業、中分類４８－運輸に附帯するサービス業、中分類５０－各種商品卸売業、中分類５１－繊維・衣服等卸売業、中分類５２－飲食料品卸売業、中分類５３－建築材料，鉱物・金属材料等卸売業、中分類５４－機械器具卸売業、中分類５５－その他の卸売業及び要綱における学術研究、専門・技術サービス業をいう。

18　要綱において、「先端・素材型ものづくり関連産業」とは、中分類１３－家具・装備品製造業、中分類１４－パルプ・紙・紙加工品製造業、中分類１５－印刷・同関連業、中分類１６－化学工業、中分類１８－プラスチック製品製造業、中分類２１－窯業・土石製品製造業、中分類２２－鉄鋼業、中分類２３－非鉄金属製造業、中分類２４－金属製品製造業、中分類２５－はん用機械器具製造業、中分類２６－生産用機械器具製造業、中分類２７－業務用機械器具製造業、中分類３１－輸送用機械器具製造業、中分類３２－その他の製造業及び要綱における学術研究、専門・技術サービス業をいう。

19　要綱において、「ネクストコア千葉誉田」とは、千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区計画（平成２９年８月８日決定　千葉市告示第６３１号）に基づく、千葉市緑区誉田町２丁目及び高田町の各一部をいう。

20　要綱において、「特区関連産業」とは、ドローン関連産業及び自動運転関連産業をいう。

21　要綱において、「ドローン」とは、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。

22　要綱において、「ドローン関連産業」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

（１）ドローンの本体及び関連部品並びにドローンを活用したサービスの研究開発、製造、販売をする業種

（２）産業分類に掲げる大分類Ａ－農業、林業、大分類Ｂ－漁業、大分類Ｃ－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類Ｄ－建設業、大分類Ｅ－製造業、大分類Ｆ－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類Ｇ－情報通信業、大分類Ｈ－運輸業、郵便業、大分類Ｉ－卸売業、小売業、中分類７０－物品賃貸業、大分類Ｌ－学術研究、専門・技術サービス業（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所、細分類７２９１－興信所、７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類７８－洗濯・理容・美容・浴場業、中分類８９－自動車整備業、中分類９０－機械等修理業（ただし、小分類９０３－表具業、小分類９０９－その他の修理業を除く）、中分類９２－その他の事業サービス業（ただし、小分類９２１－速記・ワープロ入力・複写業、小分類９２９－他に分類されない事業サービス業を除く）に属する業種、又は、その他市長が特に認める業種

23 要綱において、「自動運転関連産業」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

（１）自動運転技術に係る乗り物の本体及びその関連部品並びに自動運転技術に係る乗り物を活用したサービスの研究開発、製造、販売をする業種

（２）産業分類に掲げる大分類Ａ－農業、林業、大分類Ｂ－漁業、大分類Ｃ－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類Ｄ－建設業、大分類Ｅ－製造業、大分類Ｆ－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類Ｇ－情報通信業、大分類Ｈ－運輸業、郵便業、大分類Ｉ－卸売業、小売業、中分類７０－物品賃貸業、大分類Ｌ－学術研究、専門・技術サービス業（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所、細分類７２９１－興信所、７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類７８－洗濯・理容・美容・浴場業、中分類８９－自動車整備業、中分類９０－機械等修理業（ただし、小分類９０３－表具業、小分類９０９－その他の修理業を除く）、中分類９２－その他の事業サービス業（ただし、小分類９２１－速記・ワープロ入力・複写業、小分類９２９－他に分類されない事業サービス業を除く）に属する業種、又は、その他市長が特に認める業種

24　要綱において、「ＭＩＣＥ」とは、企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称をいう。

25 要綱において、「ＭＩＣＥ関連産業」とは、次の各号をすべて満たすものをいう。

（１）ＭＩＣＥを専門的かつ総合的に組織、企画、運営する業種及びそれに準じる業種

（２）ＭＩＣＥに関する事業実績があること。

（３）産業分類に掲げる大分類Ｄ－建設業、大分類Ｅ－製造業、大分類Ｇ－情報通信業、中分類４２－鉄道業、中分類４３－道路旅客運送業、中分類４４－道路貨物運送業、中分類４５－水運業、中分類４６－航空運輸業、中分類４７－倉庫業、中分類４８－運輸に付帯するサービス業、大分類Ｉ－卸売業、小売業、中分類７０－物品賃貸業、大分類Ｌ－学術研究、専門・技術サービス業（ただし、小分類７１２－人文・社会科学研究所及び細分類７２９１－興信所、７２９９－他に分類されない専門サービス業を除く）、中分類７６－飲食店（ただし、小分類７６６－バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、中分類７７－持ち帰り・配達飲食サービス業、中分類７９－その他の生活関連サービス業、中分類９１－職業紹介・労働者派遣業、中分類９２－その他の事業サービス業に属する業種、又は、その他市長が特に認める業種

26　要綱において、「配偶者」とは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓を行い、パートナーシップ証明書の交付を受けたパートナーを含むものとする。

第３　総則関係

１　要綱第８条第１項第７号に規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）業績回復傾向かつ直近期が黒字であることや、一過性の赤字による要件の抵触等、今後の業績に大きな懸念が無いと認められること。

（２）事業計画を策定の上、今後の業績回復に目途がついているものと認められること。

（３）資本関係や取引関係等を総合的に勘案し、今後の業績回復に目途がついているものと認められること。

２　要綱第８条第２項に規定する市長が認める場合とは、同時に操業する企業が、それぞれ要綱第２７条第１項第６号の規定を満たしている場合とする。

３　要綱第９条第１項第３号に規定する「国、地方公共団体等からの表彰や支援」とは、千葉元気印企業大賞における各部門（ベンチャー部門を除く）の受賞企業、ちばのちから中小企業表彰における中小企業表彰部門の受賞企業、千葉県経営革新優秀企業表彰を受賞した企業及び国・地方公共団体及び外郭団体から直接事業内容について表彰をされた企業のうち、市長が認めたものをいう。

４　要綱第９条第４項に規定する「要件」とは、千葉市開発審査会付議基準第８-２-(３)に掲げる要件とする。

５　要綱第９条第６項に規定する「交付申請時までに要件を満たす」とは、要綱第２６条第１項各号に規定する交付の申請のうち、いずれか早い申請において、第10から第13に規定する書類に加え、要件を満たすことを証する書類を提出することとする。

　　なお、当該事項について、要綱第１９条に規定する事業計画認定通知書の認定条件に記載し通知するものとする。

６　要綱第３５条ただし書きに規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）大規模災害や急激な社会経済情勢の変化等、補助事業者の責によらない事由が発生したとき。

（２）最後に補助金を支払った年度末より３年を経過しており、かつ、対象施設における税収、雇用効果等を勘案した際、その効果が要綱第１条に規定する主旨を満たしていると認められるとき

（３）前２号に類する場合であって、特に市長が認めるとき。

７　要綱第３６条ただし書きに規定する市長が認めるときとは、次のとおりとする。

（１）大規模災害や急激な社会経済情勢の変化等、同社の責によらない事由が発生したとき。

（２）前号に類する場合であって、特に市長が認めるとき。

第４　千葉市賃借型企業立地促進事業計画認定申請書

１　要綱第１８条の規定による事業計画認定の申請をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業計画認定申請書（要綱様式第１号）を企業立地課に提出しなければならない。なお、交付を希望しない補助区分がある場合や、補助期間の短縮を希望する場合にあっては、その旨を記載することとする。

２　前項の認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金交付要綱第７条による実施計画認定申請において既に提出した書類を除く。

（１）施設の賃貸借契約書の写し（転貸借契約を伴う場合にあってはその写しも必要）

（２）企業概要書（要綱様式ア）

（３）事業概要書（要綱様式イ）

（４）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（市内企業賃借拠点拡充事業にあっては、拡充前、拡充後両方必要）

（５）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（６）本社賃借立地事業に該当する場合は、株主総会又は取締役会議事録の写し（「本社」の立地が確認できる部分）

（７）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類

（８）直近の所得税（法人税）の納税証明書（その１、その３の３）（本市の区域内において既に事業所等を有する場合を除く。）

（９）補助金交付に係る確認書（要綱様式第２３号）

（10）税情報閲覧同意書（要綱様式第２４号）

（11）その他市長が特に必要と認める書類

第５　事業計画認定通知書（要綱様式第２号）の交付

１　要綱第１９条の規定による事業計画認定の通知に当たっては、次に定める事項について記載した

文書（以下「重要事項説明書」という。）を提示し、計画認定企業へ説明しなければならない。

（１）事業計画認定と補助金交付

（２）事業計画の変更

（３）操業開始届

（４）補助金の交付申請手続き

（５）施設の目的外使用、財産処分の制限

（６）補助金交付の取消

（７）補助金の経理

（８）対象施設への視察

（９）補助内容

（10）その他参考事項

２　説明時には重要事項説明書を２部用意し、説明終了後、説明した者と説明を受けた者が署名の上、全補助内容における補助対象年度のうち、最も遅い補助年度（補助事業の中止（廃止）の決定通知を受けた場合も含む。）の末日から起算して３年間、双方が１部ずつ保存しなければならない。

第６　千葉市賃借型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書

１　要綱第２０条の規定による変更承認の申請をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（要綱様式第３号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の承認申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）変更内容を示す書類

（２）企業概要書（要綱様式ア）（当該補助事業に係る事業計画認定書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（３）事業概要書（要綱様式イ）（当該補助事業に係る事業計画認定書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（４）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（当該補助事業に係る事業計画認定書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（５）その他市長が特に必要と認める書類

３　要綱第２０条に規定する市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

（１）賃借する施設を変更する場合

（２）賃借料について変更する場合

（３）操業開始（予定）日が３か月以上又は４月１日をまたいで変更する場合

（４）補助事業者について変更が生じる場合（代表者が変更する場合を除く。）

（５）要綱第１１条、第１２条第１項第１号イの要件において、要綱第２条第１２号の本社に該当す

　　るとして認定をした場合で、同要件に該当しなくなる場合

（６）要綱第９条第３項、第１０条第２項、第１１条第２項、第１２条第２項及び第３項、第１５条

　　第２項の要件に変更が生じる場合

（７）前各号に掲げる場合のほか、事業計画を変更しようとする場合において市長が必要であると認める場合（軽微な変更である場合を除く。）

４　要綱第２０条の規定による変更承認の申請をした者は、当該変更後、速やかに次の書類を企業立地課に提出しなければならない。

（１）補助金交付に係る確認書（要綱様式第２３号）（企業名称等に変更があった場合）

（２）税情報閲覧同意書（要綱様式第２４号）（企業名称等に変更があった場合）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（企業名称等に変更があった場合）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第７　千葉市賃借型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出書

　要綱第２２条の規定による認定の取り消しをしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業計画認定取消申請書（要綱様式第５号）を企業立地課に提出しなければならない。

第８　千葉市賃借型企業立地促進事業操業開始届

１　要綱第２４条の規定による届出をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業操業開始届（要綱様式第７号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の操業開始届には、次の書類を添付しなければならない。

（１）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（２）法人等設立（設置）届出書の写し（本市の区域内において既に事業所等を有する場合を除く。）

（３）本社であることが要件になっている事業に該当する場合は、商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第９　千葉市賃借型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書

１　要綱第２５条の規定による判定起算日における対象常時雇用者数等の認定を受けようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象常時雇用者数等 認定申請書（要綱様式第１０号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の認定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象市民常時雇用者名簿（要綱様式第２６号）

（２）対象市民常時雇用者の住民票の写し（発行後３か月以内のもの）、又は、住民情報閲覧同意書（要綱様式第２７号）（住民情報閲覧同意書について、既に提出している場合を除く。）

（３）対象市民常時雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

第10　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（賃借料に対する補助）

１　要綱第２６条第１項第１号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（賃借料に対する補助）（要綱様式第１２号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）賃借料請求書の写し

（２）企業概要書（要綱様式ア）（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（４）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（５）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。当該年度において既に提出している場合を除く。）

（６）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類（既に提出した書類を除く。）

（７）補助事業に係る施設内外を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（８）賃借に対する国等からの給付を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（９）その他市長が特に必要と認める書類

第11　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（法人市民税に対する補助）

１　要綱第２６条第１項第２号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（法人市民税に対する補助）（要綱様式第１２号の２）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）補助対象経費に係る法人市民税の納付を証明する書類

（２）企業概要書（要綱様式ア）（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（４）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）（人数要件のある場合のみ。当該年度におい

　　て既に提出している場合を除く。）

（５）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。当該年度において既に提出している場合を除く。）

（６）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類（既に提出した書類を除く。）

（７）補助事業に係る施設内外を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（８）その他市長が特に必要と認める書類

第12　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ型））

１　要綱第２６条第１項第３号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助）（要綱様式第１２号の３）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象となる新規・転入雇用者名簿（要綱様式第２５号）

（２）対象となる新規・転入雇用者の住民票の写し（操業開始の１年後以降に発行されたものに限る。）、又は、住民情報閲覧同意書（要綱様式第２７号）

（３）対象となる新規・転入雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（４）雇用に対する国等からの給付を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（５）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（６）企業概要書（要綱様式ア）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（７）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（８）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。当該年度において既に提出している場合を除く。）

（９）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類（既に提出した書類を除く。）

（10）補助事業に係る施設内外を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（11）その他市長が特に必要と認める書類

第13　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ型））

１　要綱第２６条第１項第４号の規定による交付の申請をしようとする者は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（雇用奨励補助（フォローアップ型））（要綱様式第１２号の４）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象市民常時雇用者名簿（要綱様式第２６号）

（２）対象市民常時雇用者の住民票の写し（判定日以降に発行されたものに限る。）、又は、住民情報閲覧同意書（要綱様式第２７号）

（３）対象市民常時雇用者が厚生年金、社会保険、雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し（ただし、満６５歳以上にて新たに雇用した者がいる場合は、当該雇用者が雇用保険一般（又は高齢者継続）の加入要件を満たす労働条件にて雇用したことが確認できる書類の写し）

（４）雇用に対する国等からの給付を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあっては、その内容の分かるもの

（５）操業体制表（役員及び従業員数）（要綱様式ウ）

（６）企業概要書（要綱様式ア）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（７）事業概要書（要綱様式イ）（当該年度に既に提出している場合を除く。）

（８）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。当該年度において既に提出している場合を除く。）

（９）直近３期分（設立から３年に満たない場合は、設立後すべての期間）の決算書類（既に提出した書類を除く。）

（10）補助事業に係る施設内外を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（11）その他市長が特に必要と認める書類

第14　千葉市賃借型企業立地促進事業実績報告書（賃借料に対する補助）

１　要綱第３１条の規定による実績報告をしようとする企業は、千葉市賃借型企業立地促進事業実績報告書（賃借料に対する補助）（要綱様式第１７号）を企業立地課に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）賃借料支払い証明書（要綱様式第１８号）

（２）補助事業に係る施設内外を撮影した写真（当該年度において既に提出している場合を除く。）

（３）その他市長が必要と認める書類

第15　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付請求書

　要綱第３４条の規定による交付の請求をしようとする企業は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付請求書（賃借料に対する補助にあっては要綱様式第２０号、法人市民税に対する補助にあっては要綱様式第２０号の２、雇用奨励補助にあっては要綱様式第２０号の３）を企業立地課に提出しなければならない。

第16　補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は経済部長が定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱を適用する企業に適用する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行し、令和６年度　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱を適用する企業に適用する。